

論文の要約

氏名：鈴木 雅裕

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

論文題名：『古事記』における神聖王権の表象に関する研究—中巻・景行記系譜、倭建命を中心に—

本論文は、和銅5年（712）に成立をみる『古事記』を対象として、研究史上で問題視されてきた以下の2点に対する考察を行うものである。

（1）景行記系譜の「誤伝・誤謬」について

（2）中巻における倭建命の造形について

（1）について、『古事記』中・下巻で配列される天皇記の冒頭には、当代天皇の皇子女を伝える系譜が載せられており、歴史を語る一端として認められる。序文の記述に従うならば、諸家が所持する「帝紀・本辞」の誤謬を正し、後世に伝える史書として整えられたのが当該テキストであり、それを構成する系譜記事は同等の「削偽定実」が加えられたと想定される。だが、一定の整序化がなされた系譜に対しては、先行する諸注・諸説において「誤伝・誤謬」とされる例が多く指摘されてきた。その最たるもののが、中巻の景行記系譜である。そして、問題視される記述はいずれも倭建命に関わることから、先行研究ではヤマトタケルの原伝承を射程に入れ、原伝承から『古事記』に至る成立過程を論点としてきた。

その倭建命に関わるのが（2）の問題であり、研究史の上で中巻の歴史叙述における人物造形は、異質な様相を示すことが指摘されてきた。当人物は第12代景行天皇の皇子であり、国内の平定を果たしたことが伝えられる。テキスト編纂の最たる理念が「邦家の経緯にして、王化の鴻基」を説くことにあるのだとすれば、平定の嘗為は国家形成史における偉大な事績であったと見做してよい。

ただし、『古事記』における倭建命の平定は詔に拠りつつも、景行天皇にとっては、「建く荒き情」を持つ「惶」れられる対象として認知される。東西の平定は王権の版図拡大に与するものだが、実際には皇子の排除という意図の中で付属的に果たされたものと設定されるのである。天皇との断絶した関係性を端的に示すのは、伊勢神宮に奉祀する倭比売のもとに向かった時の発話であり、二度繰り返された「既に吾を死ねと思ふ」との記述である。国土平定に赴く倭建命の嘗為は、およそ天皇を主軸とした王権的なものは言えない様を見せるのであり、ここにおいて倭建命を王権と対置される英雄像として把握する見方が浮上してくるのである。

二つの問題に対する研究史は、現テキストの背後にある成立事情乃至は原伝承の側からの考察として位置づけられる。だが一方で、異質にも思える記述を抱え込んでテキストが成り立っていることを重視するならば、それらの記述はテキストの問題として捉える余地があると考える。

以上の視座に立ち、本論文では、第Ⅰ章「景行記系譜の記載原理」、第Ⅱ章「歴史叙述における神聖性」の2章構成でもって、上記2点に対する考察を行った。各章の概要及び結論は以下の通りである。

第Ⅰ章では（1）の問題を対象として、「誤伝」とも見做されてきた系譜記述を、原伝承の残存としてではなく、テキスト内に位置づけることを試みた。

第1節では、不可解な記述の一例に挙げられる倭建命関連の名称表記・訶具漏比売の世代に対する考察を行った。テキスト内の名称記載の原理、他テキスト及び諸資料に見える「孫」字の用例の分析を通じて、その記載が『古事記』において正当な在り方であることが確かめられた。したがって、先行諸説で「誤伝」としてきた把握の側に問題があることを指摘した。

続く第2節では、異世代婚の事例である景行天皇と伊那毗能大郎女との婚姻を伝える記述を取り上げて、それが歴史叙述にもたらす意味を考察した。従来、積極的に論じられてこなかった箇所だが、若建吉備津日子と倭建命との血統的な繋がりを形成する点に注目することで、倭建命による東西コトムケの正統性を

支える記述として位置づけられることを論じた。

第3節では、第2節と同様な異世代婚の例として、倭建命の父である景行天皇とその曾孫訶具漏比売との婚姻を取り上げて、応神天皇の即位までを射程に入れて文脈上の意味合いを考察した。その結果、当該系譜によって血統上は、応神天皇ではなく香坂王・忍熊王のいずれかが皇位を継承するものとして期待されること、そうした血統を超克した先に応神天皇の即位が語られていることが確認できた。よって、その系譜記述は、第2節の場合と同様、歴史叙述において有意味であると言え、血統に拠らない即位を語りだすものであると論じた。

以上の3つの節の分析を通じて、景行記系譜に窺える記載原理が王権による国土平定の正統性、王権の神聖性を語り出すことにあったと解されることを論じた。したがって、『古事記』における景行記系譜は、「誤伝」ではなく、歴史叙述の中に位置づけられるべきものと結論づけた。

第II章は、(2)の問題を考えるために、中巻における歴史叙述を対象として王権の神聖性に関わる表象の分析を行った。

第1節では、中巻に散見する「神話的叙述」を主軸として中巻の史的展開を考察した。その結果、天皇を中心とする物語において、上巻の神話世界が規制的とも言える働きかけをしていることが確かめられた。また、応神記において上巻で語られる神話と等しい構造を持った話が語られることから、応神天皇代において、るべき世界像が完成されたと捉えられることを論じた。

次に第2節では、倭建命による国内平定を取り上げて、『古事記』におけるその位置づけを考察した。当該物語は天皇と対立しながら展開していくこと、またその悲劇的な造形から王権史には馴染まないところのあることが指摘されてきた。しかし、一方では父との対立から疎外という文脈を経てなされる平定において、付隨する「伊勢神宮」「草那芸剣」の記述から、天照大御神との強固な繋がりを形成していることが確かめられた。さらに、『古事記』内の「天下」の用例上、天照大御神の神託による応神天皇の即位をもって、天皇の領域としての天下が確立することを踏まえるならば、倭建命の嘗為は天皇の秩序形成の一端としてではなく、上巻以来の神話文脈という枠組みに組み込まれるべきものとして捉えられることを論じた。

なお、本節で取り上げた倭建命をめぐる享受の一例に国語教科書が挙げられる。そこに抱え込まれている問題を明確化することは、『古事記』研究においても重要な課題であると言える。そのため、付論「教科書の中の倭建命—読み替えられる《悲劇の英雄》一」として、国語教科書に掲載された『古事記』倭建命の分析を行った。

第3節では、倭建命の国内平定に関わって、その平定を象徴するコトムケの分析を行った。当該語の理解を考えるにあたり、国土の平定がコトの次元で語られること、および対外統治を前にしてなされることに注目した。さらに、『萬葉集』に見えるコトダマが対外諸国を前にした上での言語観を示すものであることを踏まえるならば、コトムケが意味するのは高天原の側から平定される世界に対して言語の秩序を与える意として捉えられることを論じた。併せて、『萬葉集』『常陸國風土記』に見えるコトムケも同様に解せることから、8世紀の言語観として捉える余地のあることを指摘した。

第4節では、下巻・雄略記の冒頭で語られる若日下部王との婚姻を取り上げて、中巻で語られた神聖性の展開を分析した。志幾大県主の咎と婚姻の成就を語る雄略記の文脈の中で注目されるのは、志幾大県主家の造形を言い表した「天皇の御舎」の語句である。『古事記』および他テキストに見えるミアラカの諸例を分析した結果、天皇による統治の拠点であることに加え、神話的な文脈に深く関わることが確かめられた。そうしたミアラカに付隨する神聖性のコンテクストを抱え込むことで、雄略天皇と若日下部王との婚姻は語られるのであり、王権の神聖性に関わる文脈が神々の出現が希薄となった下巻においても確認できることを論じた。

以上の4つの節を通じて、『古事記』中・下巻における歴史叙述は、神聖なる王権を表象するものとして捉えられることが確かめられた。第II章の中心的な問題に設定した倭建命の造形は、こうした歴史叙述の中において正統に位置づけられるべきものだと結論づけた。

以上